

平成十四年政令第二百五十七号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生緊急整備地域）

第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌都心	札幌市中央区、北区及び東区地域のうち、市道東二丁目線と市道北九条線との交差点を起点とし、順次同市道、市道西二丁目線、市道北十条線、市道西五丁目線、市道北六条線、市道西六丁目線、市道北四条線、市道西七丁目線、市道大通南線、市道西六丁目線、市道南二条線、市道西八丁目線、市道南三条線、市道西六丁目線、市道南四條線、一般国道三十六号線、主要市道真駒内篠路線の東側端線、市道南一条線、市道東二丁目線、市道大通南線、市道東四丁目線、市道北三条線の南側端線、中央区北三条東十五丁目百二十四番一と同区北三条東十四丁目百二十四番五、同区北三条東十五丁目百二十四番二、同丁目百二十四番三及び同区北三条東十四丁目百八十四番一との境界線、同区北三条東十五丁目百二十四番一及び東区北四条東十六丁目十六番と同区北四条東十五丁目十六番との境界線、中央区と東区との境界線から四メートル北側の線、札幌圏都市計画道路八・七・三十八苗穂駅前広場連絡歩道の東側及び北側端線に相当する線、市道東十一丁目南線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡道の北側端線に相当する線、札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の東側端線に相当する線、同区北六条東八丁目二百一十八番八と同区北五条東八丁目二百一十八番八との境界線、同区北六条東八丁目二百一十八番八と同区北五条東八丁目二百一十八番八との境界線、同都市計画道路の西側端線に相当する線、市道北六条線、市道東五丁目北線、同区北七条東四丁目一番五、同丁目八番二十一、同丁目八番二十七及び同丁目八番二十八と同丁目八番十五との境界線、同丁目十五番五十八と同丁目八番十五、同丁目八番二十九及び同区北六条東四丁目八番三十との境界線、同区北七条東四丁目十五番五十八、同丁目十五番五十八、同丁目十五番五十八、同丁目十五番五十八及び同丁目二番三と同区北六条東三丁目一番一との境界線、一般道道花畔札幌線並びに市道東二丁目線を経て起点に至る線（都市計画道路、主要市道真駒内篠路線、市道北三条線及び札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の西側端線に相当する線との交差点から市道東五丁目北線との交差点までの市道北六条線以外の道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
仙台都心	仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、青葉区と宮城野区との区界線と一般国道四十五号線との交差点を起点とし、順次同国道、県道仙台泉線、市道北一番一線、市道西二丁目線、市道区画街路北三号線、市道西公園通線、市道元鍛冶丁線、市道晚翠通線、市道片平五橋通線、市道北目町通線、市道愛宕上杉通二線、市道中央一丁目西宮城野線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道榴岡四丁目四号線、市道榴岡四丁目二号線、市道宮城野通線、市道榴岡三丁目一線、市道榴岡三丁目二号線、市道東八番丁小田原（その二）線、市道東八番丁小田原（その三）線、市道元寺小路福室（その七）線及び青葉区と宮城野区との区界線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
大宮駅周辺地域	さいたま市大宮区及び中央区の区域のうち、市道二万六千六百六十六号線と県道さいたま春日部線との交差点を起点とし、順次同県道、埼玉新都市交通伊奈線の西側端線、大宮区錦町九十八番と同区錦町八十八番及び同区錦町九十一番一との境界線、市道一万九百九十九号線、一般国道十七号線、県道新方須賀さいたま線、市道二万八千一百一十九号線、市道二万六千六百六十六号線を経て起点に至る線（市道一万九百九十九号線以外の道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
さいたま新都心	さいたま市大宮区の区域のうち、吉敷町四丁目（さいたま新都心土地区画整理事業の施行区域に限る。）の区域
新都市圏	さいたま市中央区の区域のうち、新都心の区域
周辺地域	川口市の区域のうち、県道川口上尾線と市道横曾根第二五十八号線との交差点を起点とし、順次同市道、東日本旅客鉄道東北本線、市道幹線第二十号線、市道幹線第十九号線、市道横曾根第二十九号線、市道幹線第二号線、東日本旅客鉄道東北本線、市道中央第五十六号線、市道幹線第八号線、川口市計画道路三・四・六十四号環状本町飯塚線の南側端線に相当する線、川口市計画道路三・四・六十五号環状中央通り線の東側端線に相当する線、川口市計画道路三・四・六十六号環状八間通り線の北側端線に相当する線、市道幹線第七十六号線及び県道川口上尾線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は鉄道にあっては、その中心線）で囲まれた区域
千葉駅周辺地域	千葉市中央区の区域のうち、市道富士見九号線と市道弁天二十七号線との交差点を起点とし、順次同市道、東日本旅客鉄道総武本線、新千葉一丁目と二丁目との境界線、市道千葉港黒砂台線、市道新千葉三十二号線、市道新千葉四十号線、市道新千葉三十八号線、市道登戸四十三号線、京成電鉄千葉線、一般国道十四号線、市道中央赤井町線、市道中央十三号線、市道中央二号線、市道京成千葉中央駅線、市道栄町一線、市道中央二十一号線、市道千葉駅富士見線及び市道富士見九号線を経て起点に至る線（道路又は鉄道にあっては、その中心線）で囲まれた区域並びに中央四丁目（十一番六に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域
松戸駅周辺地域	松戸市の区域のうち、市道六地区二百五十四号と新京成電鉄新京成線との交差点を起点とし、順次同鉄道、主要幹線一級市道三十号、県道松戸野田線、主要幹線一級市道二十七号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区四百二十一号、松戸千二百二十六番二と松戸千二百二十七番四及び松戸千二百二十七番五との境界線、松戸千二百二十六番四及び岩瀬四百七十三番四と松戸千二百二十七番五との境界線、岩瀬四百七十三番四と岩瀬四百七十九番及び岩瀬四百七十三番九との境界線、岩瀬四百七十三番一と岩瀬四百七十三番十一との境界線、岩瀬四百七十三番十二、岩瀬四百七十三番十一及び岩瀬四百七十三番八との境界線、主要幹線二級市道六十八号、岩瀬四百六十番五と岩瀬四百三十四番七との境界線、岩瀬五百五十番五と岩瀬五百五十番九、岩瀬五百五十番八及び岩瀬五百五十番四との境界線、岩瀬五百九十九番一及び岩瀬六百一十番一と岩瀬六百一十番二との境界線、岩瀬三百八十八番七との境界線、市道六地区三百四十四号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区二百五十五号並びに市道六地区二百五十四号を経て起点に至る線（鉄道又は道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域





原駅周辺 相模原市中央区の区域のうち、北緯三五度三四分五九秒・九八東経一三九度二分二五秒・九八の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三五分一〇秒・二〇東経一三九度二分六秒・四七の地点まで、同地点から北緯三五度三五分六秒・四一東経一三九度二分三三秒・五〇の地点まで、同地点から北緯三五度三五分四秒・三五東経一三九度二分二秒・三二の地点まで、同地点から北緯三五度三五分一〇秒・八一東経一三九度二分二二秒・六四の地点まで、同地点から北緯三五度三五分三〇秒・八一東経一三九度二分二二秒・二〇の地点まで、同地点から北緯三五度三五分五〇秒・五四東経一三九度二分一九秒・七九の地点まで、同地点から北緯三五度三五分三三秒・七八東経一三九度二分二二秒・三〇の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五四秒・二二東経一三九度二分二二秒・四六の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線であつては、その中心線（道路に於ては、その東側端線）で囲まれた区域

本厚木駅 厚木市の区域のうち、県道本厚木停車場線と県道上粕屋厚木線との交差点を起点とし、順次同県道、市道中町十号線、市道中町九号線、市道本厚木田村町線、市道旭町中町一号線、市道旭町二十七号線、市道旭町二十一号線、市道本厚木岡田線、小田急電鉄小田原線、市道厚木町中町二号線、市道中町二十三号線及び県道本厚木停車場線を経て起点に至る道路又は鉄道の中心線（市道厚木町中町二号線に於ては、その東側端線）で囲まれた区域

新潟郡心 新潟市中央区の区域のうち、市道南一―十二号線と市道南一―十号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道南一―百三十七号線、市道南一―一五号線、一般国道百十三号線、一般国道七号線、信濃川の東側端線、市道南一―一五号線、主要地方道新潟小須戸三条線、市道弁天町線、市道小島下所島線、市道南一―五十八号線、北緯三七度五四分四一秒・六三東経一三九度三分二一秒・八一の地点から北緯三七度五四分三三秒・六一東経一三九度三分二四秒・一七の地点まで引いた線、市道南一―三十四号線、市道南一―百五十六号線、市道南一―百八号線、主要地方道新潟黒埼インター匝口線、市道南一―十二号線、市道南一―四号線、市道南一―九十一号線、北緯三七度五四分四五秒・五九東経一三九度三分五四秒・四六の地点から北緯三七度五四分四八秒・〇九東経一三九度三分五四秒・五三の地点まで引いた線、市道南一―六十八号線、市道南一―十九号線、市道南一―十七号線、市道南一―十八号線、市道万代沼垂線及び市道南一―十二号線を経て起点に至る線（道路に於ては、その中心線）で囲まれた区域、万代三丁目の区域並びに万代島の区域

新潟市中央区の区域のうち、市道大川前通西湊町通線と市道西大畑町稗川岸通線との交差点を起点とし、順次同市道、市道中央三―十六号線、一般国道百十六号線、市道護国神社線、市道一番堀通入船線一―号、市道川端町東堀前通線、信濃川の西側端線、北緯三七度五五分四秒・六五東経一三九度三分二二秒・六七の地点から北緯三七度五五分五秒・一七東経一三九度三分二〇秒・六六の地点まで引いた線、市道中央三―十九号線、市道川端町入船線一―号、市道中央三―九十四号線及び市道上大川前通西湊町通線を経て起点に至る線（道路に於ては、その中心線）で囲まれた区域

福井駅周辺 福井市の区域のうち、大手二丁目及び三丁目、中央一丁目、日之出一丁目（市道東部二―七号線の北側端線以北の区域を除く。）及び二丁目（一番、二番、八番、九番、十二番及び十三番に於ける。）並びに手寄一丁目（一番から十五番まで及び二十番に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

岐阜 岐阜市の区域のうち、市道長住町二丁目加納大手町線と市道長住町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道真砂橋本線、市道橋本町二丁目加納富士町三丁目線、東海旅客鉄道東海道北・柳ヶ本線、名古屋鉄道名古屋本線及び市道長住町二丁目加納大手町線を経て起点に至る道路又は鉄道の中心線で囲まれた区域

瀬通周辺 岐阜市の区域のうち、一般国道二百五十六号線と市道若宮町線との交差点を起点とし、順次同市道、県道岐阜羽島線、一般国道百五十七号線及び一般国道二百五十六号線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

名古屋駅周辺 名古屋市中東区、西区、中川区、中区及び中川区の区域のうち、市道泉第七号線と市道外堀相生町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線、市道伏見道名古屋津島線、市道江川線、市道上笹島町線、市道堀内町第一号線、市道西蔵下輪ノ内町線、市道菊井一丁目第一号線、市道則武新町三丁目第一号線、市道広井町線第一号、県道名古屋甚目寺線、市道牛島町第三号線、市道名駅第十六号線、市道西第四十七号線、市道西第五十六号線、県道名古屋津島線、市道牧野第四十三号線、市道牧野第四十六号線の南側端線、市道牧野第五十三号線の南側端線、中川区平池町四丁目一番三と同一番二との境界線、同丁目五十一と同一丁目五十一番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同一丁目二百五十二番二との境界線、同丁目五十一番六と同一丁目二百五十四番二との境界線、同丁目五十五番二と同一丁目五十五番二との境界線、ささしまライブ二十四地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一―号線、市道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道下笹島町線、市道三蔵通、一般国道十九号線、市道白川通、市道伊勢町通、市道若宮大通、市道南久屋南新町線、市道堀田高岳線、市道久屋駿河町線、市道武平町線並びに市道泉第七号線を経て起点に至る線（市道牧野第四十六号線及び市道牧野第五十三号線以外の道路に於ては、その中心線）で囲まれた区域

名古屋臨海地域 名古屋市中東区及び市道江川線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

名古屋臨海地域 名古屋市中東区及び市道江川線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

名古屋臨海地域 名古屋市中東区及び市道江川線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

名古屋臨海地域 名古屋市中東区及び市道江川線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

名古屋臨海地域 名古屋市中東区及び市道江川線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

名古屋臨海地域 名古屋市中東区及び市道江川線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

名古屋臨海地域 名古屋市中東区及び市道江川線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

中部国際空港東 常滑市の区域のうち、セントレア一丁目及び三丁目から五丁目までの区域（常滑市都市計画において市街化区域として定められた区域に限る。）常滑市の区域のうち、名古屋鉄道常滑線の西側端線と市道二―二二号線の中心線との交差点を起点とし、順次同中心線、多屋町三丁目と鯉江本町一丁目及び鯉江本町三丁目との境界線、りんくう町一丁目と鯉江本町三丁目及び鯉江本町四丁目との境界線、市道新開町線の北側端線、市道二千六十四号線の中心線、市道鯉江本町三丁目五十三番三と同丁目五十三番一との境界線及び同線を延長した線、同丁目五十三番二と同丁目五十三番一との境界線、同丁目十二番一と同丁目六番との境界線、同丁目七十二番一及び同丁目七番一と同

常滑りん 丁目四十七番との境界線、同日七番一と同日五十番との境界線、同日七番六と同日六番二との境界線、同日七番三との境界線、同日九十九番と同日百六番との境界線並びに名古屋鉄道常滑線の西側端線を経て起点に至る線にて定区域並びにりんくう町一丁目から三丁目までの区域(常滑市都市計画において市街化区域として定められた区域に限る。)

京都駅周辺 京都市下京区及び南区の区域のうち、鴨川と府道梅津東山七条線との交差点を起点とし、順次同府道、市道安寧経二号線、市道梅津経一号线、市道塩小路通、府道七条大宮四ツ塚線、市道木津屋橋通、市道壬生通、府道梅津東山七条線、市道千本通、市道朱雀経一号线、市道中堂寺経八号线、一般国道九号線、西日本旅客鉄道山陰線の西側端線、下京区中堂寺北町五番三、同区中堂寺北町五番六、同区中堂寺北町五番四及び同区中堂寺北町十番三との境界線、市道新千本通の東側端線、一般国道九号線、市道天神通、市道中堂寺通、市道御前通、市道西七条経二号线、市道西七条経七号线、府道梅津東山七条線、市道梅小路通の東側端線、同区梅小路日影町一番二十四及び同区梅小路日影町一番二十七と同区梅小路日影町一番十六との境界線、同区梅小路日影町一番二十七、同区梅小路日影町一番二十八及び同区梅小路日影町一番二十との境界線、同区梅小路日影町一番と同区梅小路日影町一番十五、同区梅小路日影町一番十一及び同区梅小路日影町一番十二との境界線、同区梅小路日影町一番九と同区梅小路日影町一番七との境界線、南区八条源町一番二と同区八条源町四番二との境界線、下京区観音寺町と南区八条源町及び同区八条町との境界線、西日本旅客鉄道山陰線、府道七条大宮四ツ塚線、市道梅津経二号线、市道安寧経六号线、一般国道一号线、市道東寺道、市道新町通、市道南第四緯五号線、府道伏見港京都停車場線、市道八条通、市道南第三経一号线、下京区屋形町十七番と同区屋形町十八番五との境界線を延長した線並びに鴨川を経て起点に至る線(市道新千本通及び市道梅小路通以外の道路、一般国道九号線以北の西日本旅客鉄道山陰線以外の鉄道又は河川にあつては、その中心線)で囲まれた区域

京都南部 京都市南区及び伏見区の区域のうち、市道新町通と市道京都環状線との交差点を起点とし、順次同市道、近畿日本鉄道京都線、市道久世橋通、京都市計画道路路広路四号油小路通の西側油小路通端線に相当する線、鴨川、市道上鳥羽竹田線、府道南インター竹田線、市道油小路通の西側端線から三メートル外側の線、市道新城南宮道、市道中島経十四号線、市道竹田経七十四号沿道地域 城南宮道、市道油小路通の東側端線から三メートル外側の線、市道竹田出橋通、近畿日本鉄道京都線、鴨川、市道洛南経十一号線、市道洛南経十号線及び市道新町通を経て起点に至る線(都市計画道路以外の道路、鉄道又は河川にあつては、その中心線)で囲まれた区域

大阪城公園周辺地 京都市都島区、東成区、城東区及び中央区の区域のうち、西日本旅客鉄道大阪環状線と一般国道一号线との交差点を起点とし、順次同国道、市道東野田方面南北五号線、市道桜宮小学校表通線、市道東野田方面東西二十二号線、市道京橋大阪城線、市道片町茨田線の北側端線、市道片町徳庵線、都島区と中央区との区界線、同区大阪城と同区城見一丁目との境界線、市道恵美須町城東線、市道築港深江線、市道東成区第八百九十三号線、北緯三四度四〇分四四秒・一五東経一三五度三二分七秒・一七の地点から北緯三四度四〇分四四秒・三〇東経一三五度三二分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四四秒・九六東経一三五度三二分九秒・三八の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四四秒・九八東経一三五度三二分九秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・四五東経一三五度三二分九秒・二四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・四五東経一三五度三二分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・五〇東経一三五度三二分九秒・三四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・四五東経一三五度三二分九秒・九四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・九八東経一三五度三二分一〇秒・〇九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・七七東経一三五度三二分一〇秒・六五の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四八秒・二九東経一三五度三二分一〇秒・九八の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・五五東経一三五度三二分一〇秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分五〇秒・九〇東経一三五度三二分一〇秒・二六の地点まで及び同地点から北緯三四度四〇分五三秒・〇六東経一三五度三二分一〇秒・六一の地点までそれぞれ引いた線、市道築港深江線、市道本町左専道線、市道城東区第八百三十八号線、市道城東区第二千三百四十二号線、城東区森之宮二丁目十七番一と同日十番三との境界線、同日十七番四と同日十六番三との境界線及び同線を延長した線、同区中浜一丁目及び同区鴨野西四丁目と同区森之宮二丁目との境界線、同区鴨野西二丁目と同区森之宮二丁目との境界線、中央区城見一丁目と城東区森之宮一丁目との境界線並びに西日本旅客鉄道大阪環状線を経て起点に至る線(市道片町茨田線以外の道路又は鉄道にあつては、その中心線)で囲まれた区域 京都市中央区の区域のうち、市道赤川天王寺線と都島区と中央区との区界線との交差点を起点とし、順次同区界線、北区と中央区との区界線、同区北浜東及び同区石町二丁目と同区天満橋京町との境界線、同区石町二丁目と同区石町一丁目との境界線、同区島町二丁目と同区島町一丁目との境界線、市道高麗橋線並びに市道赤川天王寺線を経て起点に至る線(道路にあつては、その中心線)で囲まれた区域

大阪駅周辺 京都市都島区及び中央区の区域のうち、福島一丁目の区域(市道曾根崎川北岸線以南で府道大阪伊丹線以東の区域に限る。)並びに福島六丁目及び七丁目の区域(大阪駅大深西地区土地区画整理事業中之の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域に限る。)

島・御堂筋周辺地 京都市西京区の区域のうち、市道南北線以東の区域 京都市北区の区域のうち、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域(大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域(大阪都市計画道路路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。))及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。、茶屋町、芝田一丁目及び二丁目、大深町、角田町、小松原町、曾根崎二丁目並びに梅田一丁目から三丁目までの区域並びに西天満一丁目から四丁目まで、曾根崎新地一丁目及び二丁目、堂島一丁目から三丁目まで、堂島浜一丁目及び二丁目並びに中之島一丁目から六丁目までの区域(市道裁判所東筋線、市道鳥居筋線及び府道恵美須南森町線以西の区域に限る。)

難波・湊町地域 大阪府浪速区及び中央区の区域のうち、市道浪速区第九千三十三号線と市道南北線との交差点を起点とし、順次同市道、一般国道二十五号線、府道高速大阪池田線、市道浪速区第九千四十八号線、市道浪速区第九千五十七号線、市道浪速区第九千五十一号線、市道浪速区第九千五十五号線、市道浪速区第九千四十八号線及び市道浪速区第九千三十三号線を経て起点に至る道路の中心線(市道南北線にあつては、その北側端線)で囲まれた区域

大阪府浪速区の区域のうち、湊町一丁目(一番を除く。)及び二丁目並びに元町二丁目(市道浪速区第八千九百四十七号線以西の区域に限る。)の区域

新大阪駅 周辺地域	大阪市東淀川区及び淀川区の区域のうち、市道西淡路南方線と府道熊野大阪線との交差点を起点とし、順次同府道、北緯三四度四四分一七秒・三一東経一三五度三〇分一秒・四一の地点まで引いた線、市道淀川区第千二百八十五号線、市道淀川区第千二百八十一号線、市道淀川区第千七百七十一号線、市道十三吹田線及び市道西淡路南方線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
阿倍野地 域	大阪市阿倍野区の区域のうち、阿倍野筋一丁目及び二丁目並びに松崎町二丁目（三番及び十番に限る。）の区域（大阪都市計画道路Ⅰ・一・二尼崎平野線の北側端線に相当する線以南で大阪都市計画道路Ⅲ・二・七金塚南北線の西側端線に相当する線以東の区域に限る。）並びにこれらの区域に介在する道路の区域
大阪コス モスクエ ア駅周辺 地域	大阪市住之江区の区域のうち、南港北一丁目及び二丁目（一番及び五番から九番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域
千里中央 駅周辺地 域	豊中市の区域のうち、新千里東町一丁目（一般国道四百二十三号線及び府道大阪中央環状線の区域を除く。）の区域
高槻駅周 辺地域	高槻市の区域のうち、府道伏見柳谷高槻線と府道西京高槻線との交差点を起点とし、順次同府道、高槻都市計画道路Ⅲ・五・二十古曾部西冠線の西側端線に相当する線、市道安満新町天神線の北側端線、市道高槻駅前線、西日本旅客鉄道東海道本線の南側端線、市道高槻駅松原線の北側端線、市道大学町一号线、市道北園町九号线、市道阪急北側線及び府道伏見柳谷高槻線を経て起点に至る線（都市計画道路、市道安満新町天神線及び市道高槻駅松原線以外の道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
枚方市駅 周辺地域	枚方市の区域のうち、大垣内町三丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線を延長した線と天野川との交差点を起点とし、順次同河川、府道北河内自転車道線の西側端線、新町二丁目三百二十四番、同丁目一番及び同丁目二百八十五番一と同丁目二百八十五番二との境界線並びに同線を延長した線、府道京守口線の南側端線、市道新町岡南一号线の西側端線及び同線を延長した線、市道岡本町三丁目三番一及同丁目二百八十五番一と同丁目二百八十五番二との境界線並びに同線を延長した線、府道京守口線の南側端線、市道岡東山之上東一号线の東側端線、市道中部区画四号線の西側端線、市道中部区画一号线の南側端線、市道中部区画一号线の東側端線並びに大垣内町三丁目千七百七十一番一、同丁目千七百七十一番二及び同丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線並びに同線を延長した線を経て起点に至る線（河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域
神戸ポー トアイラ ンド西地 域	神戸市中央区の区域のうち、港島一丁目、港島中町八丁目及び港島南町一丁目から七丁目までの区域
神戸都心・臨 海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南四十一号線と一般国道二号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線、市道葺合南百四十三号線、市道若菜神戸駅線、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、市道新神戸停車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道生田北百三十九号線、市道生田北二百九十九号線、市道山手幹線、市道花隈線、市道生田南十八号線、市道鯉川線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二番との境界線、一般国道二号線、市道梅香浜辺通脇浜線並びに市道葺合南四十一号線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域、小野浜町（三番）（臨港地区内の区域であって分区分け指定されていない区域に限る。）の区域及びこれに隣接する道路の区域並びに新港町、波止場町、弁天町（一番に限る。）及び東川崎町一丁目（九番に限る。）の区域
岡山駅周 辺・表町 地域	岡山市北区の区域のうち、県道後楽園線と市道天神町六号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道蕃山町五号線、市道野田屋町十六号線、市道野田屋町十一号線、市道駅前町四号線、市道南方・柳町線、市道奉還町六十一号線、市道奉還町一号线、市道奉還町四十五号線、市道駅元町二号线、市道駅元町二十号線、市道下石井三号线、市道下石井十四号線、市道東島田町・下石井線、市道南方・柳町線、一般国道二号线、市道本町・柳町線、市道東島田町・内山下線、市道富田町・富田線、市道田町一号线、市道田町二号线、市道田町三号线、市道田町八号線、一般国道五十三号線、市道柳町・表町線、県道岡山吉井線及び県道後楽園線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域
広島都心 地域	広島市中区、東区及び南区の区域のうち、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道東五区百六十七号線、県道東海田広島線、市道南一区松原京橋線、猿猴川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広字品線、市道南三区三号線、市道南三区七号線、市道中一区百五号線、市道中一区九十一号線、市道中一区百八号線、市道中一区九十八号線、市道中一区中広字品線、一般国道五十四号線、市道中一区八十八号線の北側端線及び同線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百四十二号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区百四十六号線、市道南三区二十四号線、市道南三区二十五号線、市道南三区二十七号線、県道広島海田線、市道南三区九号線、市道南三区中広字品線、市道南一区十二号線、猿猴川、県道広島海田線、市道南一区天満矢賀線、市道南一区二十三号線の南側端線、市道南一区二十二号線、市道南一区

二十八号線、市道南一区二十九号線、県道広島海田線、市道南一区四十八号線、市道南一区四十一号線、市道南一区三十八号線、西日本旅客鉄道山陽本線、市道南一区天満矢賀線、市道東五区百三十五号線、市道東五区百三十八号線、市道東五区百四十六号線、市道東五区百四十四号線、市道東五区百四十号線、市道東五区四十二号線、市道東五区四十九号線、市道東五区三十九号線並びに市道東五区四十号線を経て起点に至る線（市道南一区駅前吉島線、市道中一区八十八号線及び市道南一区二十三号線以外の道路、河川又は鉄道にあってはその中心線とし、市道南一区二十三号線から市道南一区二十二号線に移るにはその最初の交差点から移るものとする。）で囲まれた区域、同区西蟹屋三丁目（十五番に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

福山駅南  
福山市の区域のうち、市道城見伏見一号线の東側端線と西日本旅客鉄道山陽本線の中心線との交差点を起点とし、順次同鉄道の中心線、市道三之丸一号线の西側端線、市道西町三之丸一号线の南側端線、市道東桜町三号線の西側端線、市道桜町線の中心線、市道福山駅築島線の中心線、市道福山駅手城線の南側端線及び市道城見伏見一号线の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域

高松駅周  
高松市の区域のうち、臨港道路玉藻地区玉藻一号线と市道浜ノ町錦町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道港頭五号線、市道瀬戸内町十一号線、市道瀬戸内町十三号線、市道瀬戸内町十二号線、市道浜ノ町中央線、市道高松海岸線、市道西の丸町八号線、県道高松停車場栗林公園線、一般国道三十号線及び臨港道路玉藻地区玉藻一号线を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域、西内町（市道西内町兵庫町二号线以東の区域に限る。）及び兵庫町（市道兵庫町鍛冶屋町線の中心線以西の区域に限る。）の区域並びに市道丸の内一号线と県道高松港線との交差点を起点とし、順次同県道、市道兵庫町丸の内線、市道内町百一十号線、市道兵庫町鍛冶屋町線、一般国道十一号線、市道片原町古馬場線、市道片原町沖松島線、市道片原町百一十号線、市道内町三号線及び市道丸の内一号线を経て起点に至る道路の中心線（市道兵庫町丸の内線にあっては、その西側端線）で囲まれた区域

小倉駅周  
北九州市小倉北区の区域のうち、市道浅野一号线と市道浅野三十二号線の北側端線との交差点を起点とし、順次同市道の北側端線、市道浅野十四号線の北側及び西側端線、市道浅野三十三号線、市道浅野五号線、一般国道百九十九号線、市道浅野四号線、市道浅野京町一号线、市道室町一号线、県道長行田町線、城内と室町一丁目との境界線、紫川、市道砂津城内一号线、市道三萩野魚町線、市道魚町馬借一号线、一般国道百九十九号線、市道米町七号線、市道京町十四号線、浅野六号線、一般国道百九十九号線並びに市道浅野一号线を経て起点に至る線（市道浅野三十二号線及び市道浅野十四号線以外の道路又は河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域、浅野三丁目九番の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

福岡箱崎  
福岡市東区の区域のうち、市道管松百六十三号線の南側端線と宇美川の西側端線との交差点を起点とし、順次同河川の西側端線、多々良川の西側端線、一般国道三号線の西側端線、市道箱崎久原線の南側端線、県道福岡直方線の南側端線、九州旅客鉄道鹿児島線の東側端線、市道箱崎百五十七号線の南側及び東側端線、市道管松百七十四号線の南側端線並びに市道管松百六十三号線の東側及び南側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域

福岡  
福岡市東区の区域のうち、香椎駅前一丁目及び二丁目、香椎駅東一丁目、千早四丁目及び五丁目、水谷二丁目、松崎四丁目並びに名島二丁目から五丁目までの区域（香椎駅周辺土地区画整理事業及び香椎副都心土地区画整理事業の施行区域に限る。）並びに千早六丁目、香椎団地並びに香椎浜三丁目及び四丁目の区域（福岡都市計画道路三・二・百九十一香椎アイランド線に相当する線以南で福岡都市計画道路三・五・百十五香椎浜線に相当する線以東の区域に限る。）並びにこれらの区域に介在する道路の区域

福岡都心  
福岡市中央区及び博多区の区域のうち、那珂川と市道千鳥橋唐人町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道那の津千四百五十二号線、市道長浜千四百四十九号線、市道長浜博多駅一号线、市道長浜博多駅二号线、一般国道二百二号線、市道今泉七百十号線、市道薬院六百四十二号線、市道博多駅草ヶ江線、市道博多駅前八十八号線、市道博多駅前九十三号線、市道博多駅前二百四十四号線、市道博多駅前二十号線、一般国道二百二号線、市道博多駅前二百四十七号線、市道博多駅前二百五十七号線、市道博多駅前二百五十九号線、市道博多駅前線、市道博多駅前十号線、一般国道二百二号線、県道博多停車場線、県道博多港線、市道博多姪浜線及び那珂川を経て起点に至る道路又は河川の中心線で囲まれた区域

長崎中央  
長崎市の区域のうち、市道新大工町西山一号线と市道馬町中川一号线との交差点を起点とし、順次同市道、一般国道三十四号線、市道勝山町上町一号线、市道上町玉園町一号线、市道大黒町西坂町一号线、市道大黒町西坂町一号线、市道西坂町線、一般国道二百二号線、市道茂里町三号線、市道長崎式見港線、元船町七号臨港道路、北緯三二度四四分四三秒・六七東経一二九度五二分一四秒・五九の地点から北緯三二度四四分四一秒・九一東経一二九度五二分一四秒・六五の地点まで引いた線、臨港道路常盤元船線、梅ヶ崎・常盤町臨港道路、北緯三二度四四分一四秒・七八東経一二九度五二分一四秒・〇二の地点から北緯三二度四四分一三秒・八九東経一二九度五二分一〇秒・六四の地点まで及び同地点から北緯三二度四四分一三秒・三七東経一二九度五二分一〇秒・〇六の地点までそれぞれ引いた線、一般国道四百九十九号線、市道銅座町新地町一号线、市道新地町銅座町一号线、市道出島町籠町一号线、市道銅座町新地町一号线、市道浜町伊勢町線、市道浜町伊勢町線、市道浜町伊勢町線、一般国道三十四号線並びに市道新大工町西山一号线を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域、元船町（県道長崎式見港線の中心線以西の区域に限る。）の区域並びに松が枝町、小曾根町及び浪の平町の区域（一般国道四百九十九号線の中心線以東の区域を除く。）

那覇旭橋  
那覇市の区域のうち、市道泉崎西線と市道泉崎四号との交差点を起点とし、順次同市道、那覇広域都市計画道路三・六・那一号旭橋崇元寺線の東側端線に相当する線、沖繩都市モノレール旭橋駅の北端線及び同線を延長した線、一般国道五十八号線、一般国道三百二十九号線、市道旭町八号、一般国道三百二十九号線及び市道泉崎西線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域

備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域及び大阪コスモスクエア駅周辺地域 平成十四年七月一日







神戸都心・臨海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅線との交差点を起点とし、順次同市道、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、市道葺合南五十九号線、市道磯辺線、一般国道二号线、市道生田前線、市道生田筋線、市道若菜神戸駅線、市道東亜筋線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道葺合南五十九号線、市道磯辺線、一般国道二号线、市道葺合南百四十四号線、市道葺合南百四十三号線を経て起点に至る道路の中心線にて囲まれた区域
広島都心地域	広島市中区のうち、市道中一区九十八号線と市道中一区中広宇品線との交差点を起点とし、順次同市道、市道中一区百十八号線、市道中一区百十三号線、市道中一区百二十六号線、一般国道五十四号線、市道中一区百二十九号線、北緯三四度二分五秒・六九東経一三二度二分二秒・二二の地点から北緯三四度二分五秒・七〇東経一三二度二分二秒・七一の地点まで、同地点から北緯三四度二分五秒・六七東経一三二度二分二秒・七一の地点まで、同地点から北緯三四度二分五秒・六七東経一三二度二分二秒・七一の地点まで及び同地点から北緯三四度二分五秒・六七東経一三二度二分二秒・七一の地点までそれぞれ引いた線並びに同地点まで引いた線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百四十一号線、市道中一区百四十五号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区百三十三号線、市道中一区百八号線並びに市道中一区九十八号線を経て起点に至る線（道路又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域
福岡都心地域	福岡市中央区の区域のうち、那珂川と市道博多姪浜線との交差点を起点とし、順次同市道、市道長浜博多駅一号线、市道長浜博多駅二号线、市道大名七百五十六号線、市道大名七百五十七号線、市道舞鶴薬院（中一一）線、一般国道二百二号线、市道今泉七百十号線、市道薬院六百四十二号線、市道博多駅草ヶ江線、市道春吉渡辺通線、一般国道二百二号线、薬院新川及び那珂川を経て起点に至る道路又は河川の中心線にて囲まれた区域
備考	この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む）、河川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。 一 大阪コスモスクエア駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日 二 札幌都心地域 平成二十五年五月二十四日 三 名古屋駅周辺・伏見・栄地域及び大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 平成二十七年五月二十六日 四 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸都心・臨海地域 平成二十八年十月二日 五 横浜都心・臨海地域 平成三十年六月二十四日 六 仙台都心地域及び広島都心地域 令和二年五月二十日
附則	この政令は、公布の日から施行する。
附則	この政令は、平成十四年一〇月二五号政令第三一八号
附則	この政令は、公布の日から施行する。
附則	この政令は、平成十五年七月一八号政令第三一一号
附則	この政令は、公布の日から施行する。
附則	この政令は、平成十六年五月二二号政令第一七五号
附則	この政令は、公布の日から施行する。
附則	この政令は、平成十七年二月二八号政令第三八七号
附則	この政令は、公布の日から施行する。
附則	この政令は、平成十九年二月二八号政令第三五号
附則	この政令は、公布の日から施行する。
附則	この政令は、平成二十三年一月二四号政令第三四六号

- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十四年一月二十五日政令第一号)  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十五年七月二日政令第二一六号)  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十七年七月二十四日政令第二七六号)  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十八年一月二十四日政令第三五四号)  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十九年八月二日政令第二一五号)  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三〇年一〇月二十四日政令第三〇一号)  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和二年一月二十四日政令第七号)  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和二年九月一六日政令第二八三号)  
(施行期日)  
1 この政令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)  
2 この政令による改正前の第一条に規定する横浜山内ふ頭地域の都市計画において都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定により都市再生特別地区として定められていた区域及び同条第二項の規定により当該都市再生特別地区について定められていた事項は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十条の二第一項から第五項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び当該都市再生特別地区について定められている事項とみなす。
- 附 則 (令和三年九月一日政令第二四一号)  
(施行期日)  
1 この政令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)  
2 この政令による改正前の第一条に規定する浜松駅周辺地域の都市計画において都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定により都市再生特別地区として定められていた区域及び同条第二項の規定により当該都市再生特別地区について定められていた事項は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十条の二第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び当該都市再生特別地区について定められている事項とみなす。
- 附 則 (令和四年五月二日政令第一八八号)  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和四年一〇月二八日政令第三三六号)  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和五年九月一日政令第二七一号)  
この政令は、公布の日から施行する。